

小菅村公共施設等総合管理計画



平成 29 年 3 月

小菅村

●● 目 次 ●●

1. はじめに	1
1. 1. 計画策定の背景と目的	1
1. 2. 対象範囲	2
1. 3. 計画の位置づけ	4
1. 4. 計画期間	4
2. 公共施設等の現況及び将来の見通し	5
2. 1. 人口の現状と見通し	5
2. 2. 財政の状況と見通し	6
2. 3. 公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し	8
2. 4. 公共施設等を取り巻く課題	16
3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	17
3. 1. 公共施設等マネジメントの基本方針	17
3. 2. 公共施設等の保有量適正化の方向性	18
3. 3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	19
4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	23
4. 1. 公共施設	23
4. 2. インフラ資産	33
5. 推進体制	35
5. 1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方	35
5. 2. フォローアップの実施方針	36
6. 資料編	37
6. 1. 将来の更新等費用の設定条件	37
6. 2. インフラ資産の将来の更新等費用	38

1. はじめに

1. 1. 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

我が国では、高度経済成長期に整備されてきた公共施設等（公共施設およびインフラ資産）の老朽化対策が大きな課題となっています。また、人口減少・少子高齢化の進行などによる人口構造・社会情勢等の変化に伴って、公共施設等の需要・利用者ニーズも大きく変化していくことが想定されます。

こうした中、平成 26 年 4 月、総務省は全国の地方公共団体（1,718 団体）に対し、「公共施設等総合管理計画の策定要請」を行いました。

この要請の中で、地方公共団体は公共施設等全体を対象として、人口や財政の見通し等をもとに 10 年以上の長期的な視点に基づき、速やかに計画を策定することが望ましいとされています。

本村においても、学校やレクリエーション・観光施設などの公共施設、道路や橋りょうなどのインフラ資産の多くが昭和 50 年代や平成初期にかけて整備・建設され、改修や更新が必要な時期を迎えつつあるなど、施設の老朽化の進行が懸念されています。

しかし、施設の改修や更新には多額の費用を必要とすることから、厳しい財政状況下にある本村において、将来的に全ての公共施設等をこのまま維持していくことは困難であると想定されます。

(2) 計画策定の目的

上記の計画策定の背景を踏まえ、「小菅村公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」と称す）を策定します。

本計画は、本村の公共施設等を取り巻く現状と課題を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理についての基本的な考え方や、その実施に関する方針を示すことを目的として策定する計画です。また、計画の実現にあたっては、全庁一丸となって着実に推進していくことを目指すものです。

本村では、本計画により、計画的かつ効率的な公共施設等の長寿命化、公共施設の利用促進、あるいは統廃合の推進などによって、真に必要で利便性の高い公共施設等を次世代に引き継いでいくため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に取り組んでいきます。

1. 2. 対象範囲

本計画の対象は村有財産のうち、公共施設（公共建築物を有する施設）及び、インフラ資産とします。

公共施設については、住民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、学校教育系施設、行政系施設などの 12 分類、インフラ資産については、道路、橋りょう、簡易水道、下水道などの 7 分類を対象として、現状等の把握や適正な施設管理の基本的な方針を示します。

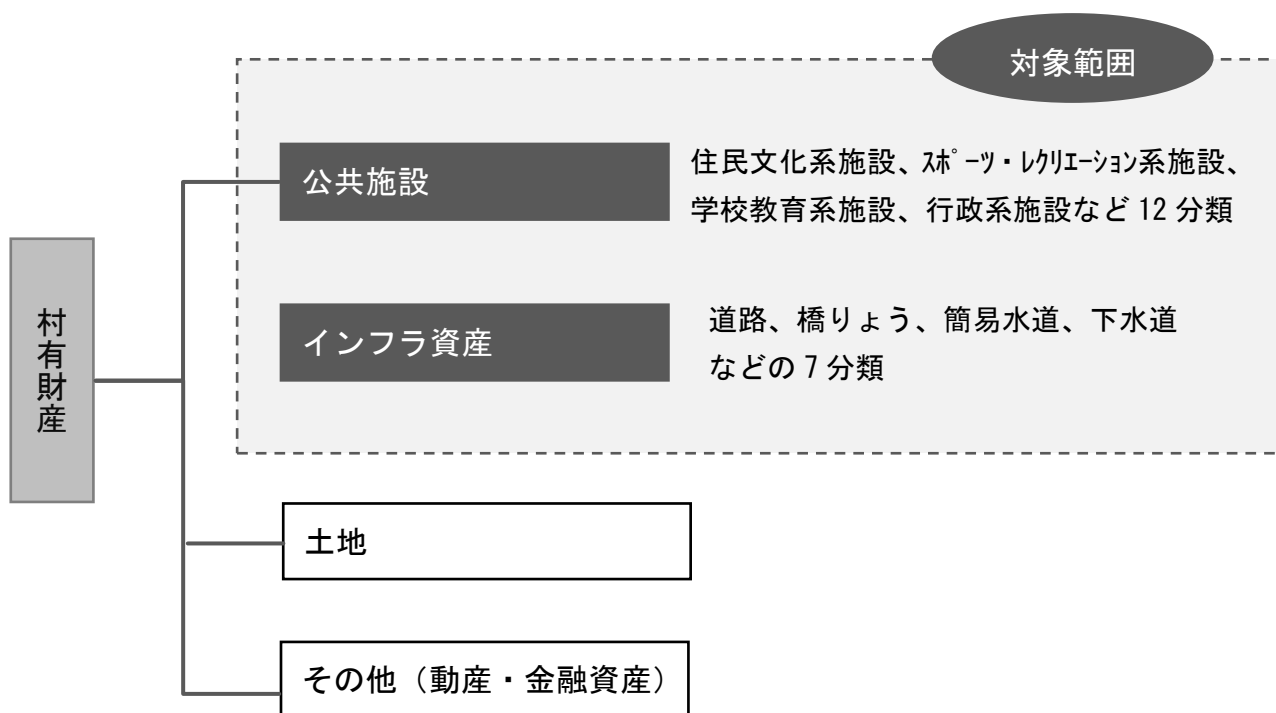


図 1-1 対象範囲

表 1-1 主な公共施設一覧

大分類	中分類	施設名
住民文化系施設	集会施設	中央公民館、中組集会場、橋立生活センター、長作生活センター、川池集会場、田元集会場、東部集会場、白沢つどいの家、コミュニティセンター、農山村広場
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	宮川プール、村民プール、池の尻ゲートボール
	レクリエーション施設・観光施設	東部森林公園キャンプ場、寺子屋自然塾、白沢原始村、池の尻グランドステージ、長作そば体験施設、道の駅こすげ、水の館、温泉そば工房、温泉内 工芸館、温泉内 体験施設、太鼓道場並びに資機材倉庫、漬け物工場
	保養施設	小菅の湯
産業系施設	産業系施設	農業振興センター、つどいの家
学校教育系施設	学校	小菅小学校、小菅中学校
	その他教育施設	給食センター
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	保育所
保健・福祉施設	高齢福祉施設	きぼうの館
医療施設	医療施設	診療所
行政系施設	庁舎等	本庁舎
	消防施設	消防庁舎、小永田道路維持施設、1部器具置場、3部器具置場
公営住宅	公営住宅	村営住宅、宮川住宅、井狩団地
公園	公園	川久保公園、長作公園
供給処理施設	供給処理施設	林業廃棄処理施設
その他	その他	中組教員住宅、宮川教員住宅、井狩林業後継者、橋立バス停公衆便所、水工場、ヘリポート、旧白沢分校、中組公衆便所1、中組公衆便所2、松姫峠バイオトイレ、白糸の滝バイオトイレ、雄滝バイオトイレ、鶴峠バイオトイレ

※簡易水道施設、下水道施設はインフラ資産として取り扱います。

※大分類、中分類は総務省監修ソフトの分類としています。

1.3. 計画の位置づけ

平成 25 年 11 月に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」は、あらゆるインフラを対象に、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するための計画です。本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく地方公共団体の「行動計画」に相当し、今後の各施設の個別計画の指針となるものです。

また、本計画は、本村の最上位計画である「小菅村総合計画」をはじめとする関連計画との整合を図るとともに、長寿命化や、改修・更新等の取り組みに関する横断的な考え方を示すものです。各種既存計画等の見直しの際には、本計画との整合を図っていくこととします。

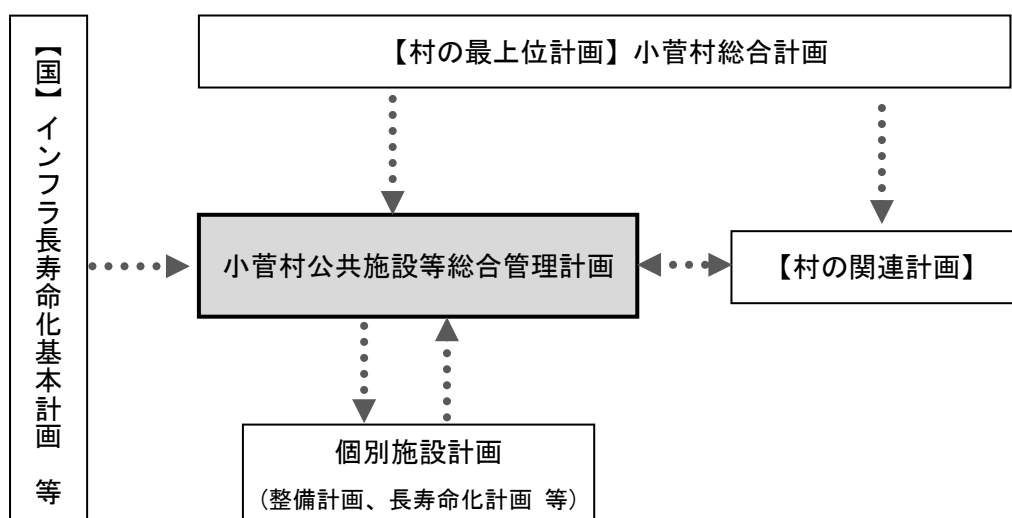


図 1-2 計画の位置づけ

1.4. 計画期間

本計画の計画期間は、中長期的な視点が不可欠であるため、平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間を計画期間とします。

なお、概ね 10 年ごとに見直すことを基本とし、今後の上位計画などの見直しや社会情勢の変化などの状況に応じて、適宜見直しを行います。

計画期間 40 年
(平成 29 年度から平成 68 年度まで)

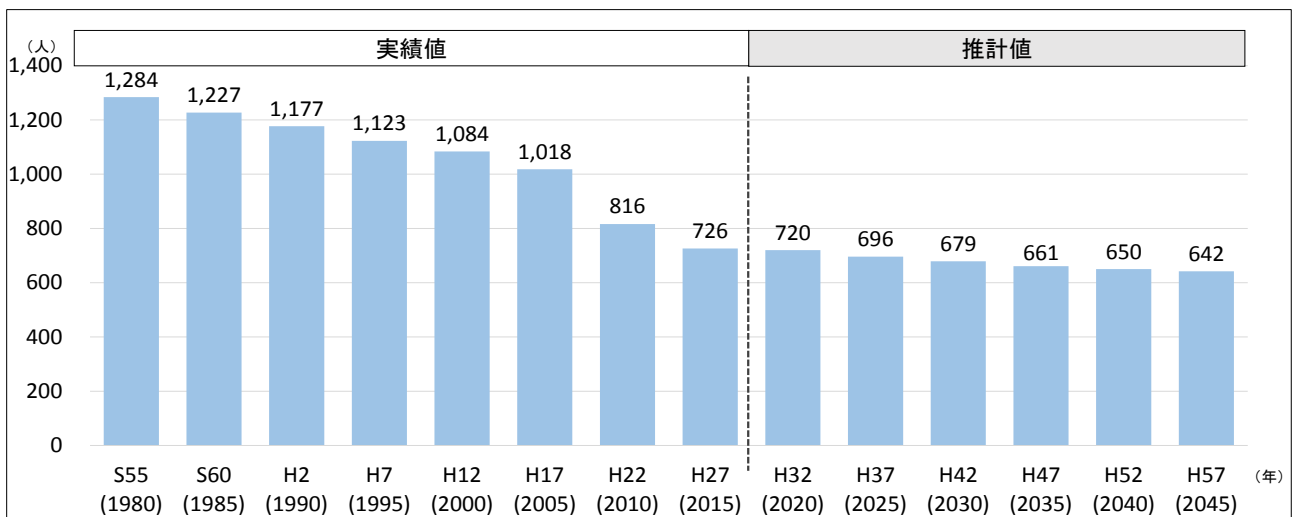
2. 公共施設等の現況及び将来の見通し

2. 1. 人口の現状と見通し

本村の総人口は昭和 55 年から平成 27 年にかけて一貫して減少傾向となっています。平成 17 年までは 1,000 人を維持していましたが、平成 22 年以降は人口減少が顕著であり、平成 27 年は 726 人となっています。

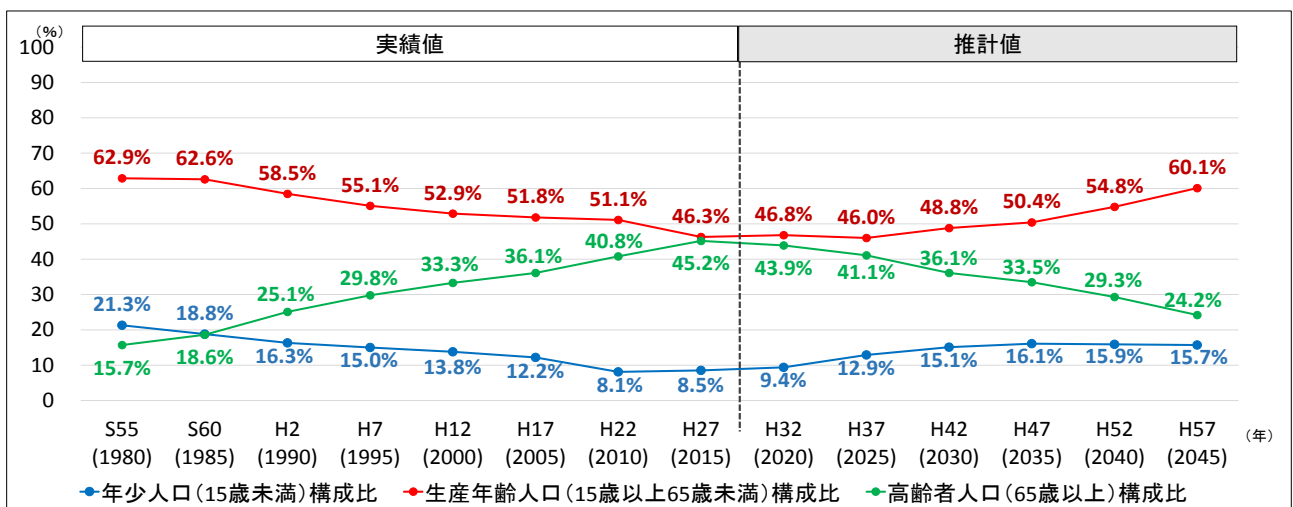
年齢 3 階層別の人口構成比をみると、平成 27 年の年少人口構成比は 8.5%、高齢者人口構成比は 45.2%となっており、少子高齢化の傾向にあります。

「小菅村人口ビジョン」の将来展望によると、本村の人口は、今後も減少傾向が続き、平成 57 年には 642 人まで減少しますが、移住者の増加などにより、年少人口構成比、生産年齢人口構成比は増加していく見通しです。



出典：実績値は総務省「国勢調査」、推計値は小菅村「小菅村人口ビジョン（将来展望）」

図 2-1 総人口の推移と見通し



出典：実績値は総務省「国勢調査」、推計値は小菅村「小菅村人口ビジョン（将来展望）」

図 2-2 年齢 3 階層別人口構成比の推移と見通し

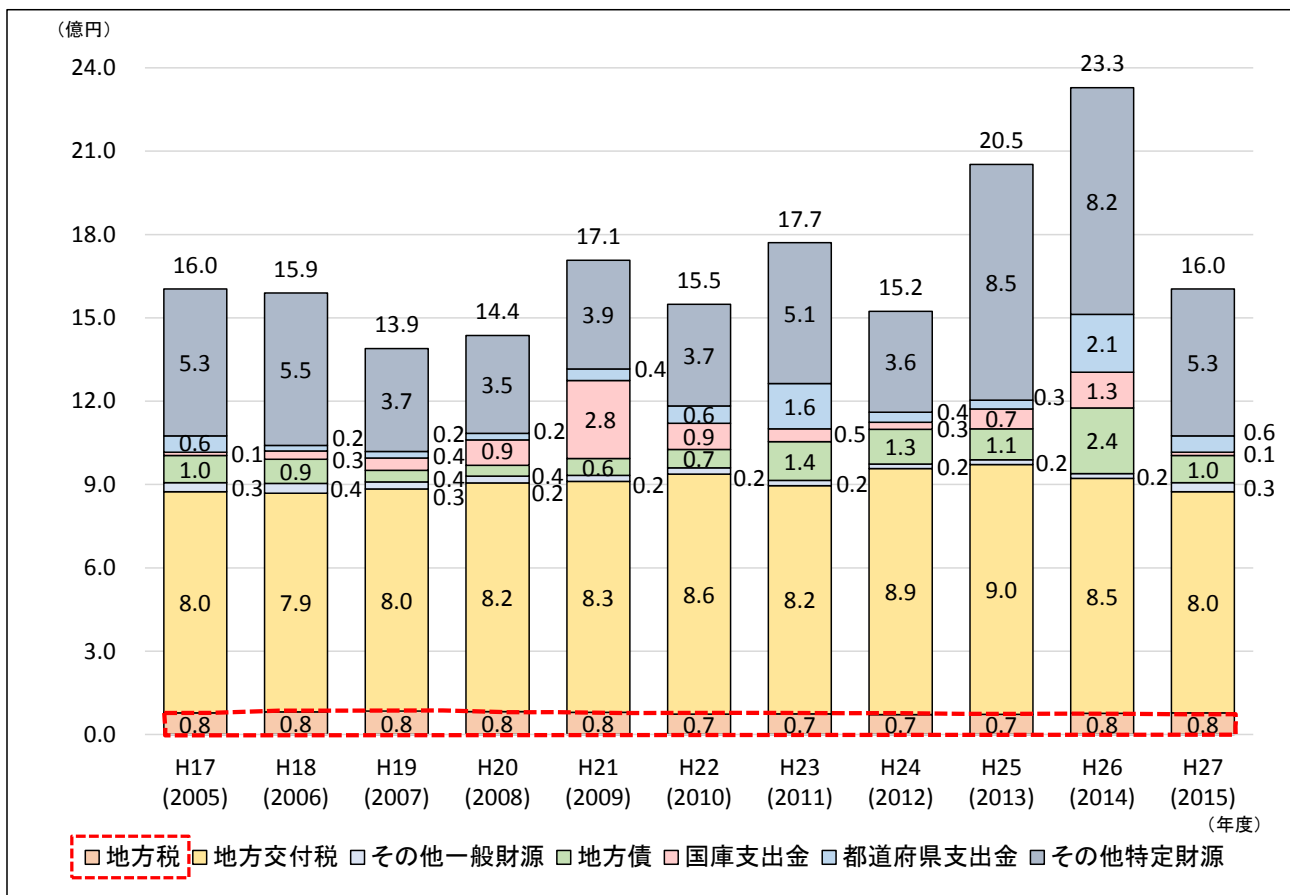
※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

2. 2. 財政の状況と見通し

(1) 歳入（普通会計）

本村の歳入（普通会計）の状況をみると、平成 27 年度の総額は約 16 億円となっています。

地方税収入は平成 17 年度から平成 27 年度にかけて約 0.7～0.8 億円であり、ほぼ一定に推移しています。歳入の多くは地方交付税や国・県の支出金に依存している状況にあり、今後も厳しい財政運営が続く見込みです。



出典：市町村別普通会計決算状況（決算カード）

図 2-3 歳入（普通会計）の推移

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※一般財源：いかなる経費についても使用できる収入。地方税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金。

※地方税：市町村が徴収する税の総称。住民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税等。

※地方交付税：国と地方の財源調整と地域間の財源の偏りを調整するため、国が地方へ交付する交付金。

※特定財源：一定の用途にのみ使用できる収入。国庫支出金、都道府県支出金、地方債等。

※国庫支出金：国から市町村へ交付される補助金等の総称。

※都道府県支出金：市町村が行う事業に対して都道府県から交付され、使い道が決められている支出金。

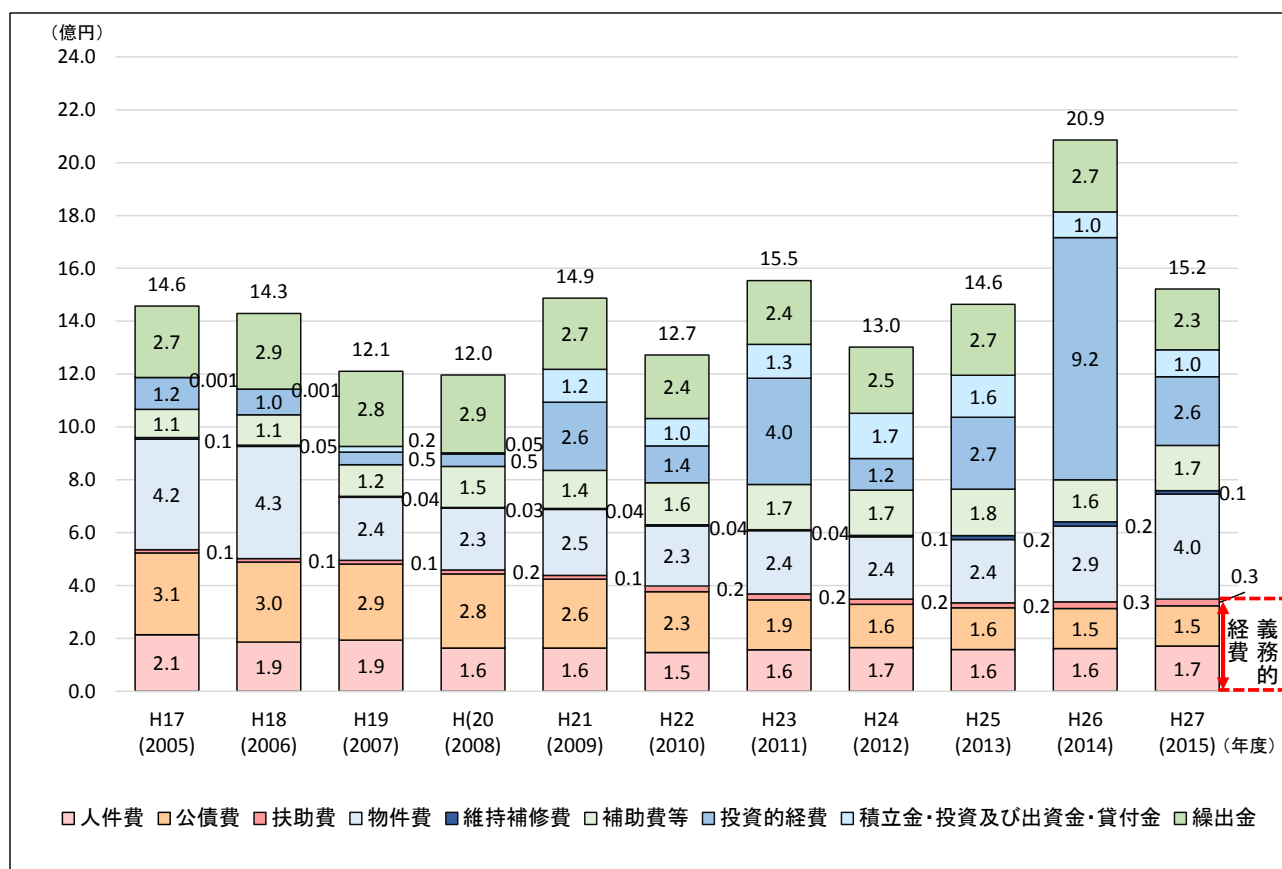
※地方債：市町村が1会計年度を超えて行う借入れ。

(2) 歳出（普通会計）

本村の歳出（普通会計）の状況をみると、平成 27 年度の歳出総額は約 15 億円となっています。義務的経費は減少する傾向にありますが、そのうちの扶助費は僅かに増加しており、義務的経費に占める比率も高くなっています。

歳入のほとんどが国・県の支出金に依存している状況であることや、扶助費の増加傾向を考慮すると、今後は公共施設等の整備のための投資的経費の確保が困難になることが予想されます。

なお、平成 26 年度には庁舎の建て替えを行ったため、経年的な傾向と大きく異なり、投資的経費が約 9 億円であり歳出の 4 割超を占めています。



出典：市町村別普通会計決算状況（決算カード）

図 2-4 歳出（普通会計）の推移

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※人件費：職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬、議員報酬手当等。

※公債費：地方公共団体が借り入れた地方債（借金）の元金と利子の償還（返済）金及び一時借入金の利子の合算額。

※扶助費：社会保障制度の一環として、生活保護法などの各種法令に基づいて支払われる経費、及び地方公共団体が単独で行っている住民福祉に要する経費。

※物件費：消耗品などの物品購入費や、光熱水費、委託などに要する経費。

※維持補修費：公共施設等の維持に要する経費。

※補助費等：法適用企業に対する負担金、さまざまな団体等への補助金、報償費、寄附金等の補助費等。

※投資的経費：公共施設等の新增設等の建設事業に要する経費。

※繰出金：普通会計から特別会計等に対して支払う経費であり、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療（老人保健医療）等に対する普通会計の負担金。

※義務的経費：人件費、扶助費、公債費など、性質上容易に削減することができない経費。

2.3. 公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し

(1) 公共施設の状況

① 施設の保有状況

本村の公共施設は 58 施設あり、総延床面積は 24,700 m²となっています。施設分類別の延床面積の内訳をみると、スポーツ・レクリエーション系施設が 9,540 m²で最も多く、公共施設全体の 38.6%を占めています。次いで、学校教育系施設が 5,149 m²で 20.8%、公営住宅が 2,099 m²で 8.5%の順になっています。

表 2-1 施設数と施設規模

施設分類	施設		延床面積	
	(施設数)	(%)	(m ²)	(%)
住民文化系施設	10	17.2	1,922	7.8
スポーツ・レクリエーション系施設	16	27.6	9,540	38.6
産業系施設	2	3.4	216	0.9
学校教育系施設	3	5.2	5,149	20.8
子育て支援施設	1	1.7	292	1.2
保健・福祉施設	1	1.7	997	4.0
医療施設	1	1.7	280	1.1
行政系施設	5	8.6	1,399	5.7
公営住宅	3	5.2	2,099	8.5
公園	2	3.4	190	0.8
供給処理施設	1	1.7	852	3.4
その他	13	22.4	1,763	7.1
合計	58	100.0	24,700	100.0

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

平成 28 年度調査時点

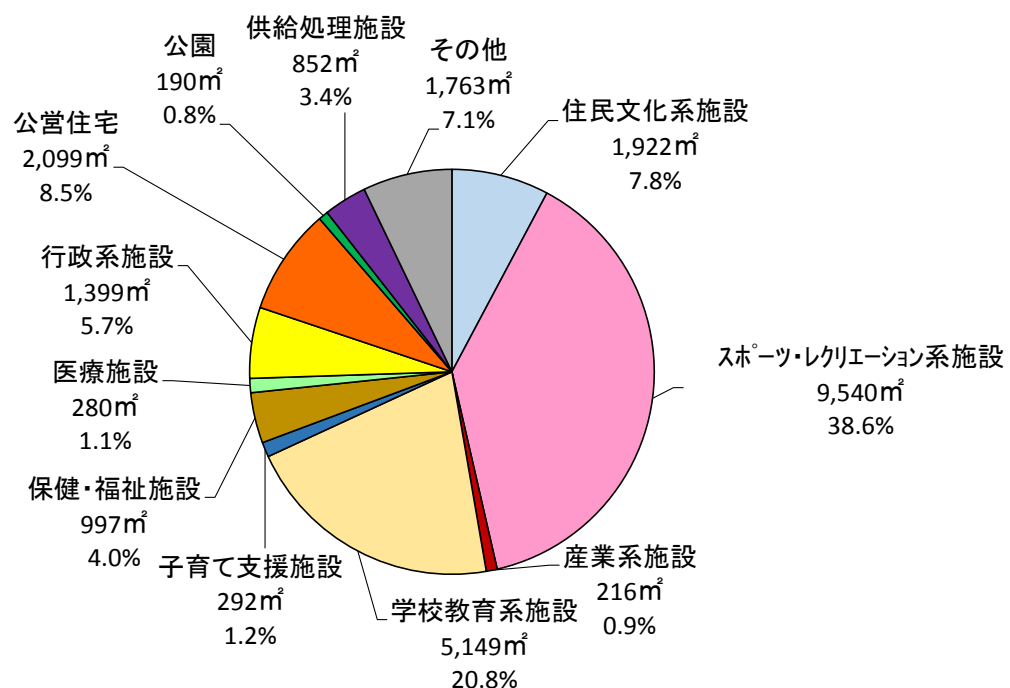


図 2-5 施設分類別延床面積

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

② 老朽化の状況

本村では、昭和 50 年代に住民ニーズなどに対応するため、学校教育系施設、住民文化系施設などを中心に整備を進めてきました。

また、昭和 60 年代から平成初期にかけては、キャンプ場や温泉といったスポーツ・レクリエーション系施設を中心に多くの公共施設が整備されています。

建築後 30 年以上の施設が公共施設全体の 38.4%を占めています。一般的に、建築後 30 年程度で大規模改修、60 年程度で更新（建替え）が必要とされており、今後、これらの公共施設の大規模改修や更新等にかかる費用が集中的に発生し、財政負担が増大することが懸念されます。

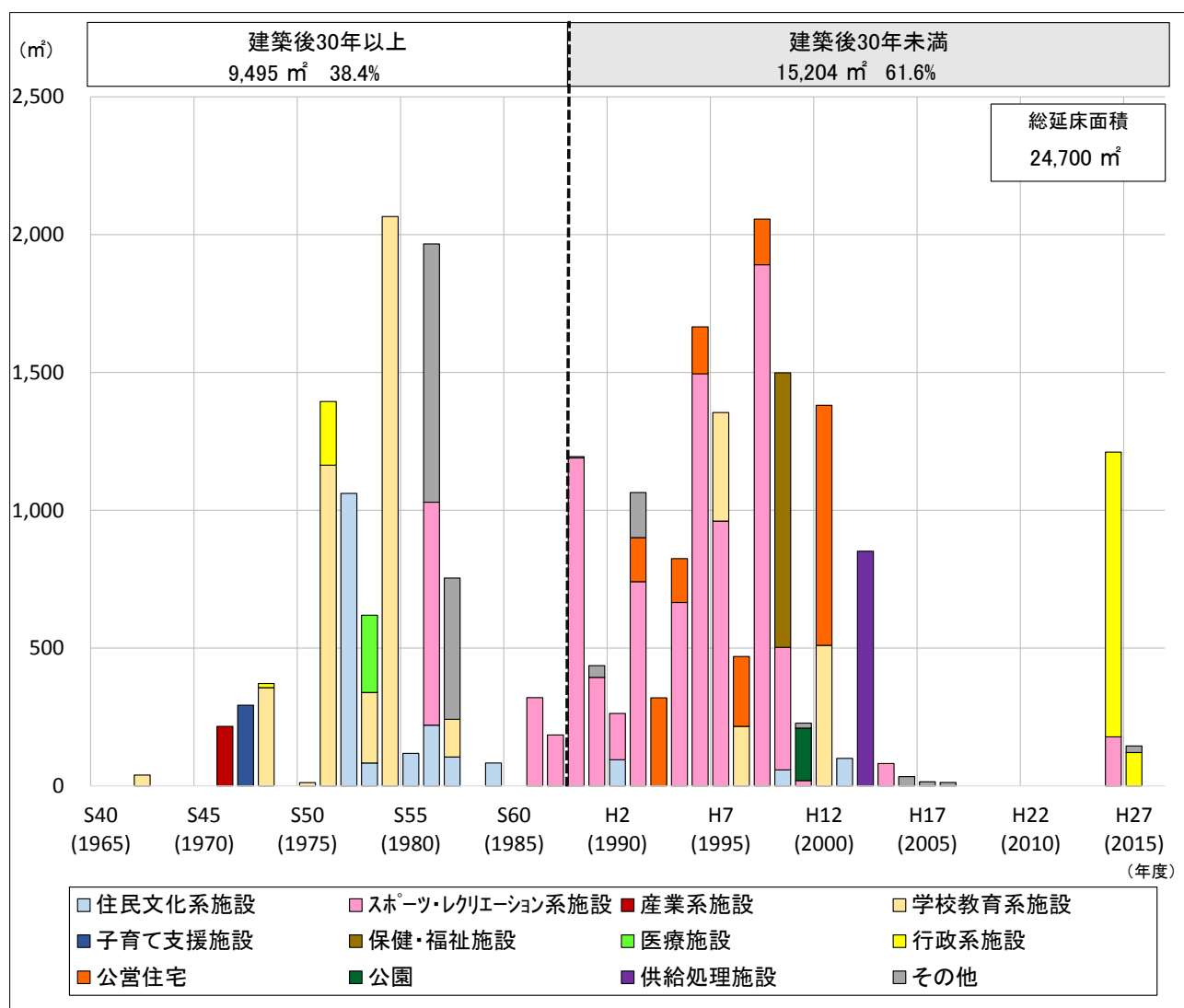


図 2-6 公共施設の建築年度別延床面積

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

③ 耐震化の状況

新耐震基準の公共施設の延床面積は、18,625 m²で全体の 75.1%を占めています。本村の多くの施設が耐震基準を満たしている状況です。

耐震化の状況を施設分類別にみると、産業系施設、行政系施設などでは診断未実施の施設があり、住民文化系施設、医療施設では診断済・未補強の施設があります。

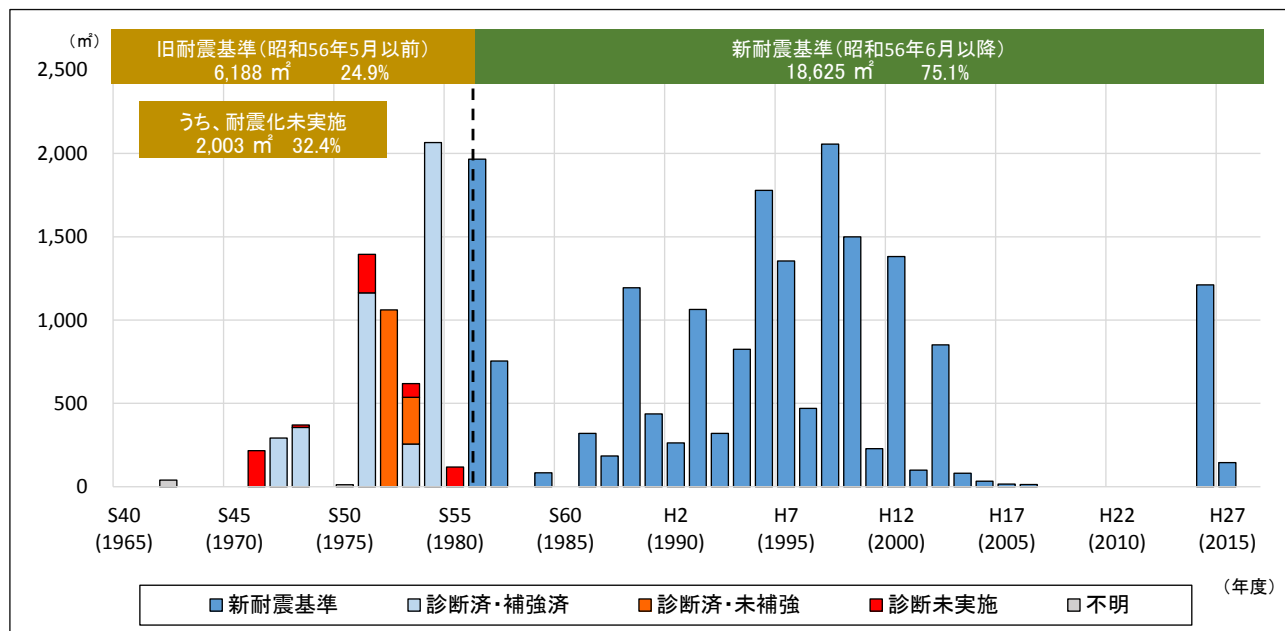


図 2-7 公共施設の耐震化状況

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※旧耐震基準：建築物の設計において適用される地震（中規模地震：震度 5 程度）に耐えることのできる構造の基準で、昭和 56 年 5 月 31 日までの建築確認において適用されていた基準。

※新耐震基準：建築物の設計において適用される地震（大規模地震：震度 6 強以上）に耐えることのできる構造の基準で、昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築確認において適用されている基準。

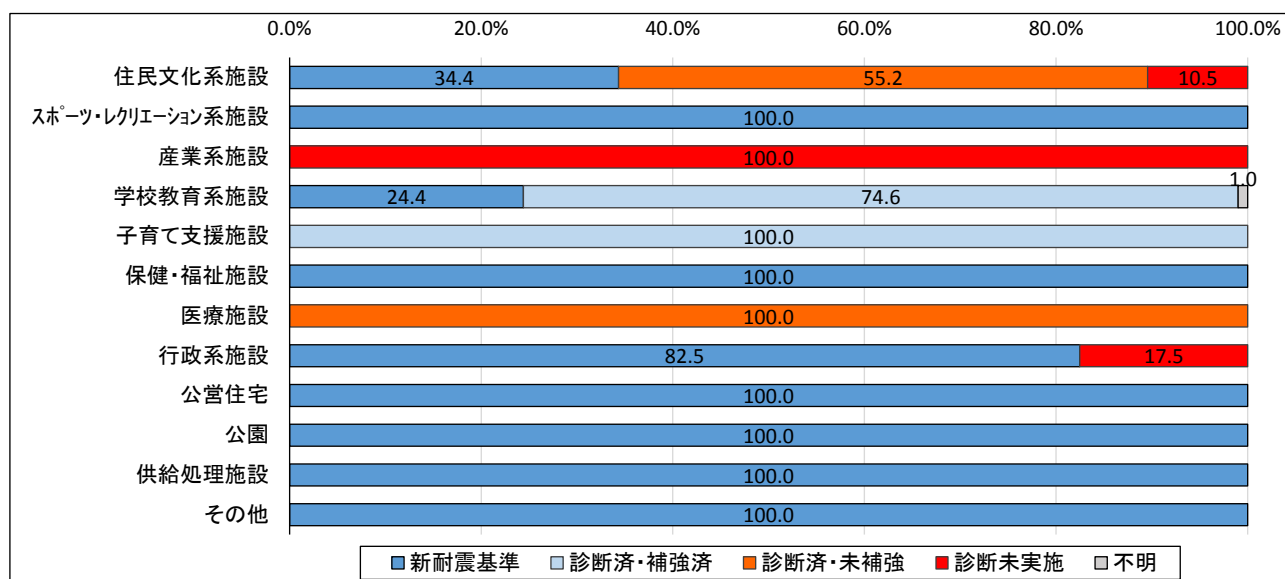


図 2-8 施設分類別の耐震化状況

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

(2) インフラ資産の状況

インフラ資産は、生活や産業の基盤であり、安全な暮らしを支えるうえで必要不可欠な施設です。これまで多くの施設を整備してきましたが、老朽化が進んでおり、順次更新の時期を迎えようとしています。

本村の主なインフラ資産の保有状況は以下のとおりです。

表 2-2 インフラ資産の保有状況

分類	種別	数量
道路	一級村道	9,472 m
		57,037 m ²
	二級村道	5,177 m
		22,492 m ²
	自転車歩行者道	126 m
		244 m ²
	その他の村道	28,062 m
		70,158 m ²
	計	42,837 m
		149,931 m ²
農道		8,648 m
		15,114 m ²
林道		16,461 m
橋りょう		36 橋
		467 m
		2,096 m ²
簡易水道	管路	13,516 m
下水道	管路	20,240 m
	下水道施設	2 施設
		890 m ²
農業集落排水	管路	1,465 m
	農業集落排水施設	1 施設
		113 m ²

(3) 公共施設等の将来の更新等費用の見通し

① 公共施設

本村が所有する公共施設を、今後も維持し続けた場合に必要となる更新等にかかる費用は、平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間に約 104 億円と推計され、これを年平均に置き換えてみると約 2.6 億円/年と試算されます。

平成 29 年度から平成 48 年度の 20 年間は大規模改修及び大規模改修（積み残し）を中心に約 48 億円の費用が必要になるものと推計されます。

その後は、平成 49 年度から平成 68 年度の 20 年間では、「中央公民館」や「小菅小学校」等が建替え時期を迎えるため、施設の更新を中心に約 56 億円の費用がかかると推計されます。

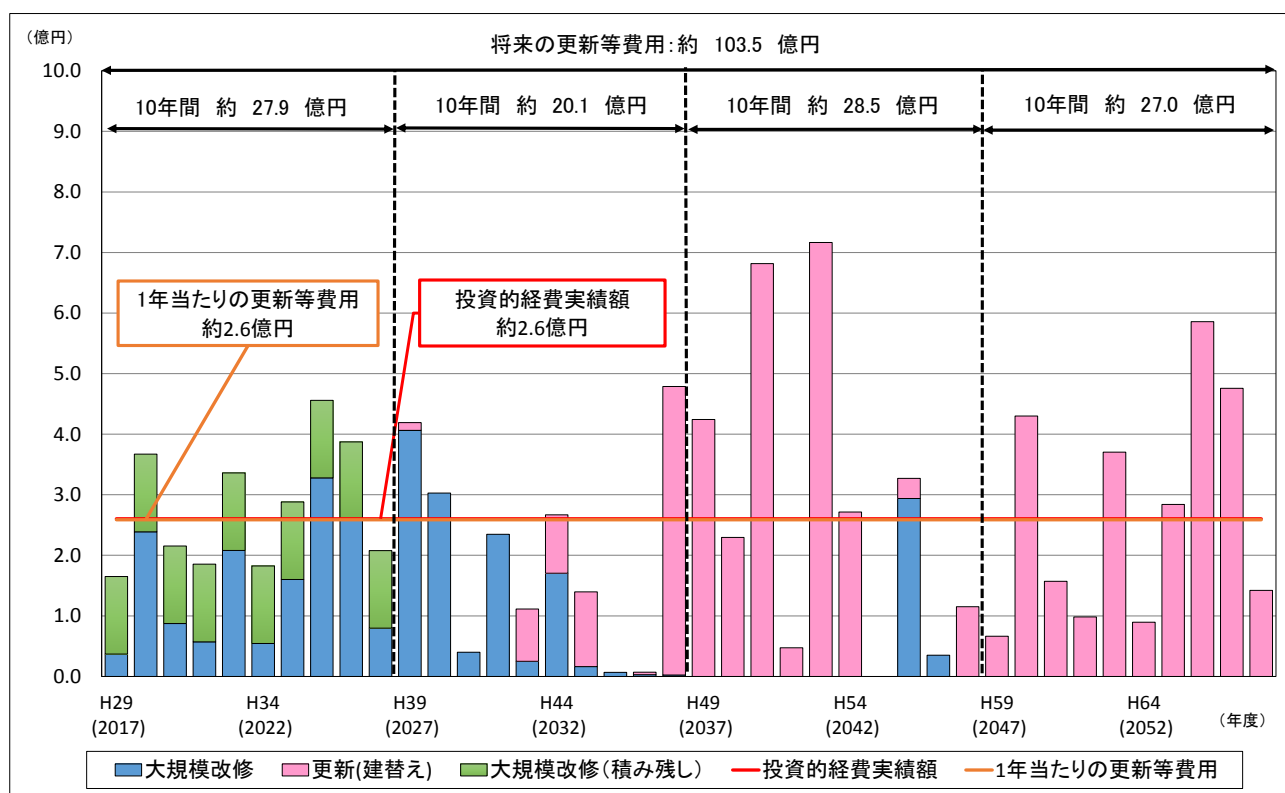


図 2-9 公共施設の将来の更新等費用の推計

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）により試算。

※大規模改修（積み残し）：平成 28 年度時点で建築後 31～50 年を経過していて、大規模改修未実施の施設については、今後 10 年間に実施するものと仮定して、大規模改修費用を均等に振り分けて計上。

※投資的経費実績額：平成 23 年度、平成 24 年度、平成 25 年度、平成 27 年度の投資的経費の 4 ヶ年平均。

（平成 26 年度については、役場庁舎の建替え等により、経年的な傾向と大きく異なるため除いている。）

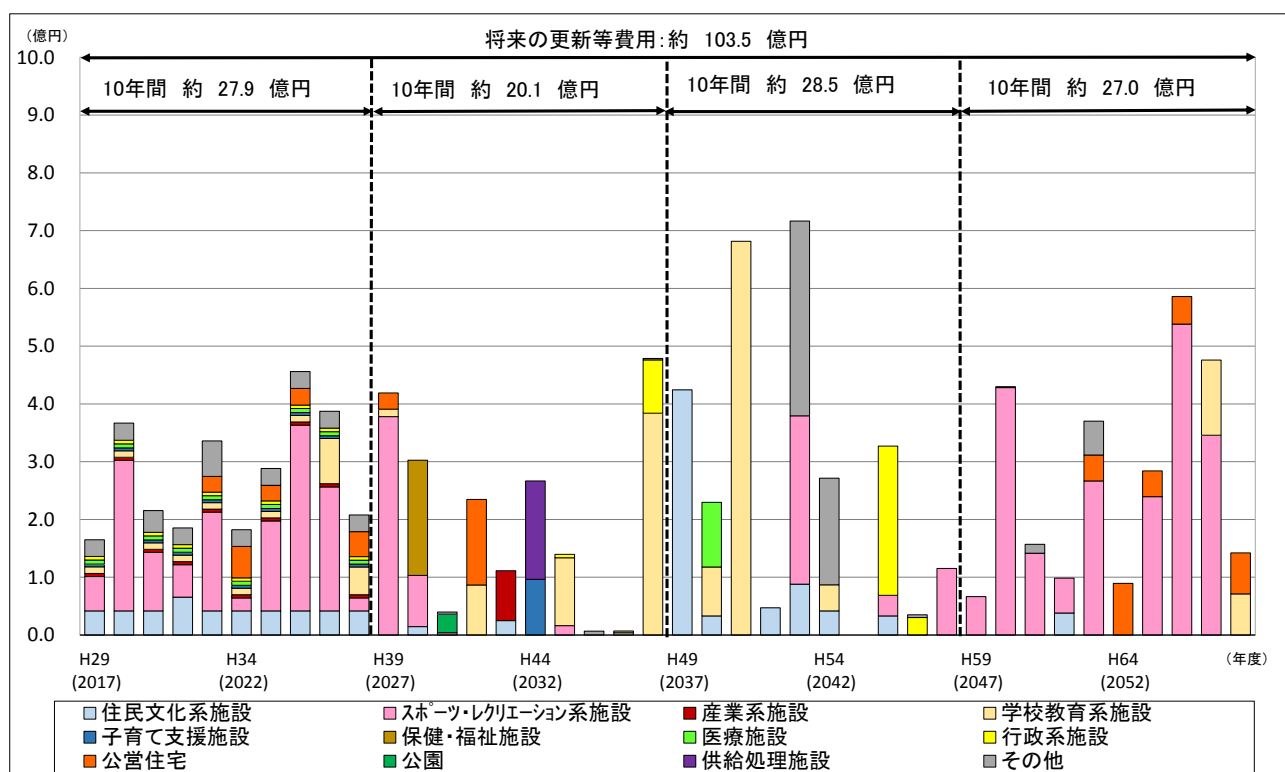


図 2-10 施設類型ごとの将来の更新等費用の推計

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

表 2-3 施設類型ごとの将来の更新等費用の推計

分類	将来の更新等費用 (億円)				
	平成29年～平成38年度	平成39年～平成48年度	平成49年～平成58年度	平成59年～平成68年度	平成29年～平成68年度 (40年間合計)
住民文化系施設	4.4	0.4	6.7	0.4	11.9
スポーツ・レクリエーション系施設	13.9	4.9	4.4	20.9	44.0
産業系施設	0.5	0.9	0.0	0.0	1.4
学校教育系施設	2.2	6.1	8.1	2.0	18.3
子育て支援施設	0.5	1.0	0.0	0.0	1.5
保健・福祉施設	0.0	2.0	0.0	0.0	2.0
医療施設	0.7	0.0	1.1	0.0	1.8
行政系施設	0.6	1.0	2.9	0.0	4.5
公営住宅	1.8	1.8	0.0	3.0	6.5
公園	0.0	0.3	0.0	0.0	0.3
供給処理施設	0.0	1.7	0.0	0.0	1.7
その他	3.3	0.2	5.3	0.8	9.5
合計	27.9	20.1	28.5	27.0	103.5

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

② インフラ資産

本村が所有するインフラ資産を、維持し続けた場合に必要となる更新等にかかる費用は、平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間に約 61 億円と推計され、これを年平均に置き換えてみると約 1.5 億円/年と試算されます。

10 年ごとにみると平成 39 年度から平成 48 年度の 10 年間は、簡易水道、下水道の更新が集中し、約 23 億円の費用が必要になるものと推計されます。

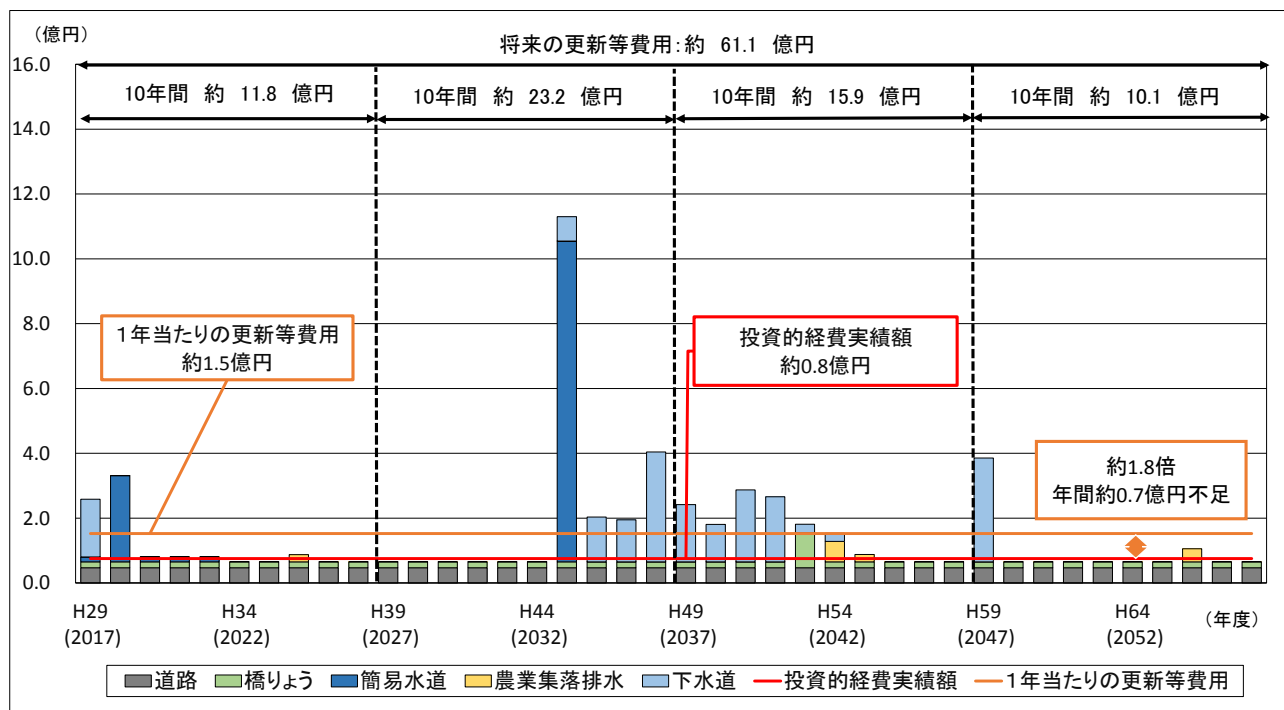


図 2-1 1 インフラ資産の将来の更新等費用の推計

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※「公共施設等更新費用試算ソフト」(総務省監修)により試算。

※投資的経費実績額: 平成 23 年度から平成 27 年度の既存更新分の 5 ヶ年平均。

③ 公共施設等（公共施設＋インフラ資産）

本村が所有する公共施設等を、維持し続けた場合に必要となる更新等にかかる費用は、平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間に約 165 億円と推計され、これを年平均に置き換えてみると約 4.1 億円/年と試算されます。

投資的経費実績額が約 3.4 億円/年であることから、年間約 0.7 億円/年が不足するものと推計されます。

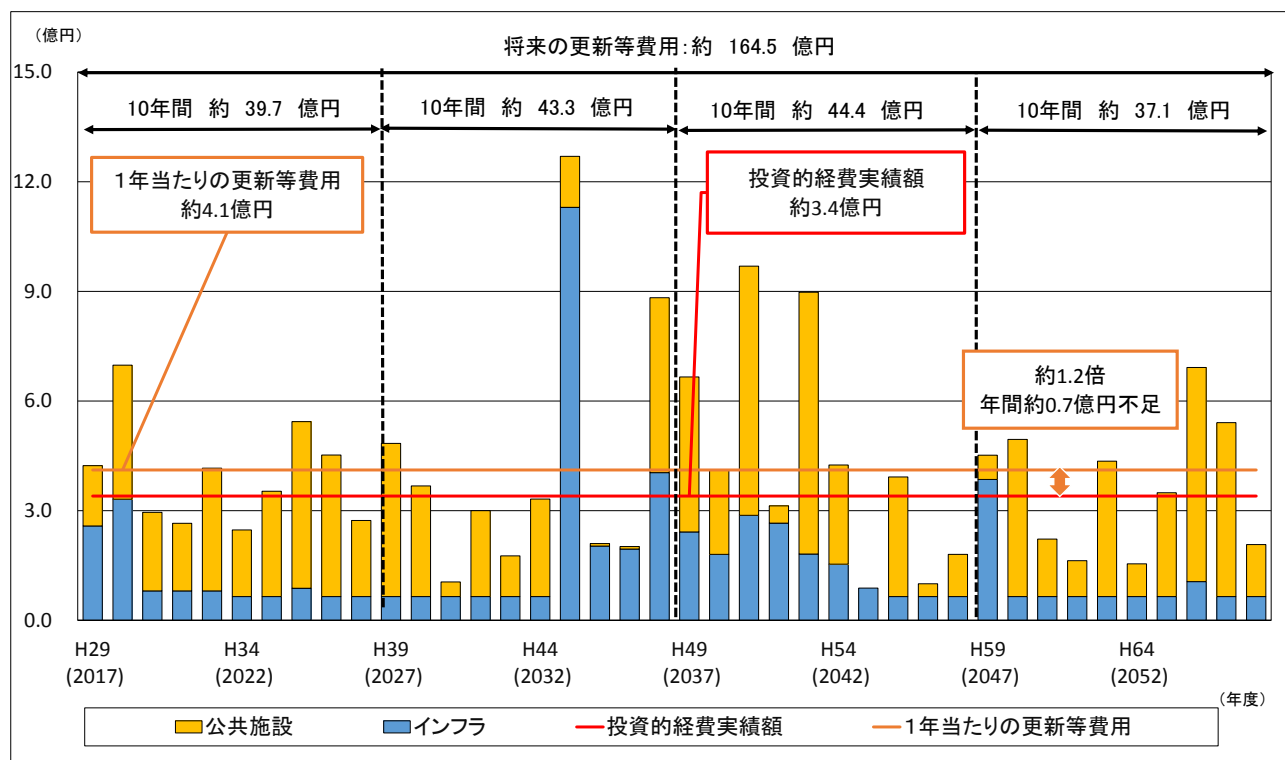


図 2-1 2 公共施設等の将来の更新等費用の推計

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）により試算。

※投資的経費実績額：公共施設及びインフラ資産の投資的経費の合算値。

2.4. 公共施設等を取り巻く課題

(1) 人口構造の変化への対応

「小菅村人口ビジョン」の将来展望によると、本村の人口は、今後も減少傾向が続きますが、移住者の増加などにより年少人口構成比、生産年齢人口構成比は増加していく見通しです。

今後は、人口減少や転入者によるライフスタイルの多様化などにより、公共施設等へのニーズが変化していくことが予想されます。

そのため、人口規模及び人口構造の変化等による新たなニーズに見合った施設総量の適正化や施設の機能の向上、適切な管理運営などの対応を図る必要があります。

(2) 厳しい財政状況への対応

本村の財政状況は、地方税の歳入に占める割合が1割未満であり、地方交付税や国・県の支出金に大きく依存している状況です。

歳入の状況、扶助費の増加傾向を考慮すると、今後も厳しい財政運営となることが懸念されます。

そのような状況のなかで、公共施設等の整備に充当できる財源を今までの水準で確保していくことは困難になると想定されるため、今後の厳しい財政状況を見据え、施設の維持管理・運営にかかるコストの縮減や財源の確保を図る必要があります。

(3) 施設の老朽化への対応

本村が保有する公共施設を建築年別にみると、昭和50年代に学校教育系施設を中心に集中的に整備されており、建築後30年以上が経過していることから、老朽化が進行しています。

また、昭和60年代から平成初期にはスポーツ・レクリエーション系施設を中心に多くの施設を整備しているため、順次更新や改修の時期を迎え、更新、改修時期が集中するとともに多額の費用を要することが懸念されます。

安定した公共サービスの提供や、施設の安全性確保のためには、計画的な維持管理による、費用の抑制や平準化を図る必要があります。

3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3.1. 公共施設等マネジメントの基本方針

(1) 施設総量の適正化

将来のむらづくりを見据え、地域特性、住民需要、財政状況などを勘案し、「施設ありき」を前提とするのではなく、施設の「機能」を重視し、必要となる公共サービスの水準を確保しながら、施設の規模や配置の適正化を図ります。

(2) コストの縮減と財源確保

民間活力の導入、省エネルギー対策、低未利用施設等の処分、受益者負担の適正化などの様々な取り組みにより、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保を図ります。

(3) 計画的な施設の保全

施設の安全性や性能を確保するため、定期的、日常的な点検の結果を活用し、予防保全型の計画的な維持管理を図るとともに、更新や改修にかかる費用を抑制・平準化し、財政負担の軽減を図ります。

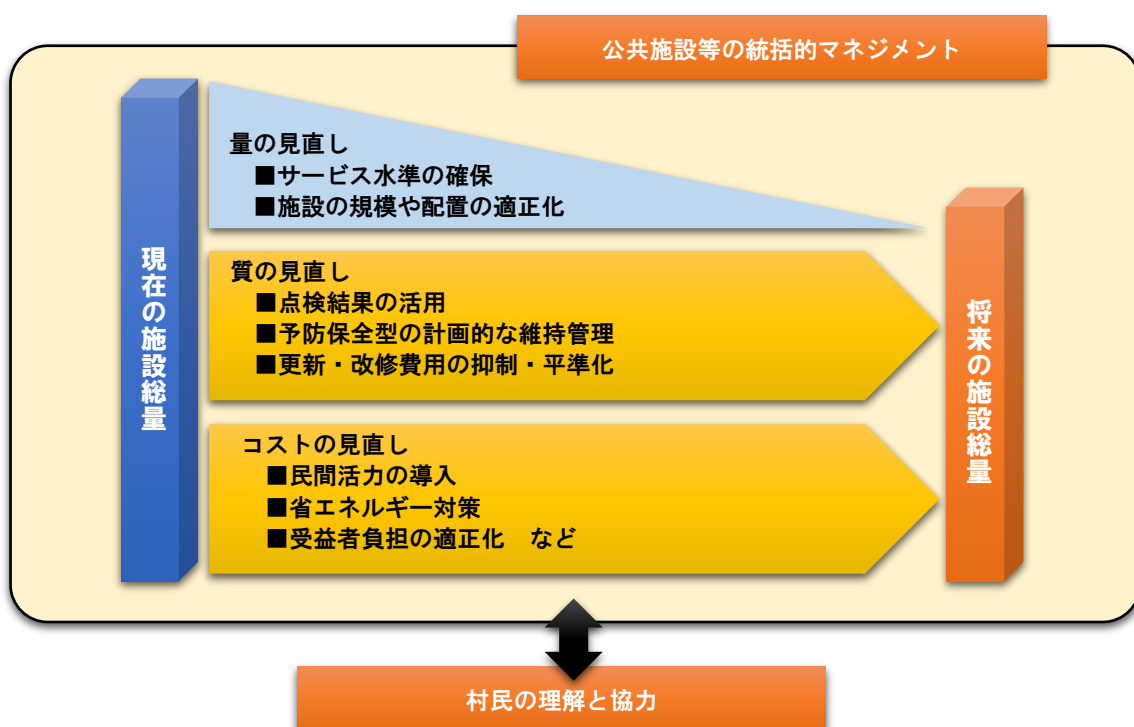


図 3-1 施設の目指すべき姿のイメージ

3.2. 公共施設等の保有量適正化の方向性

(1) 公共施設

今後も現在の公共施設の保有を続ける場合、将来の更新等費用は今後 40 年間で約 104 億円、1 年当たり約 2.6 億円を要すると見込まれます。

今後、厳しい財政状況が懸念される中で、公共施設を維持するために必要な投資的経費などに充当可能な財源の確保はより困難になり、全ての公共施設をそのまま保有し続けることが厳しくなることが予想されます。

将来に亘って公共サービスを提供し続けるべく、以下の取り組みにより公共施設の保有量の縮減を図ります。

- 新規整備は基本的に抑制し、必要最低限とする。
- 既存の低未利用施設や低未利用スペースを積極的に活用する。
- 低未利用施設のうち、老朽化、活用の見込めない施設は処分する。
- 施設の更新等の際には、適宜、集約化、複合化、減築などを行い、全体の延床面積を減らす。
- 村が保有する必要性が低い施設については、適宜、地元や民間等へ譲渡や売却などを行う。

(2) インフラ資産

インフラ資産は、社会基盤となる施設であり、現時点では基本的に総量の縮減が困難であることから、予防保全型の維持管理に努め、費用の抑制・平準化を図り、持続可能な施設保有を目指します。

3. 3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断の実施方針

【計画的な点検・診断の実施】

○施設の特性に応じて、国・県の基準やマニュアル等を踏まえて、計画的に点検・診断を実施し、施設の劣化や損傷等の状況把握に努めます。

【自主点検の実施】

○「法定点検」と「自主点検」を組み合わせることで実施することにより、施設の機能維持及び安全の確保を図ります。

○施設管理者等による点検（自主点検）を実施し、不具合箇所の早期発見、劣化状況の把握に努めます。

○自主点検については、一般職員等が容易に点検できるよう「自主点検マニュアル」の作成等を検討します。

【メンテナンスサイクルの構築】

○点検・診断結果に基づく必要な措置を行い、その結果得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクルを構築し、継続的に取り組みます。

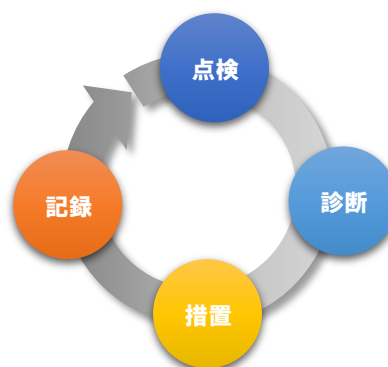


図 3-2 メンテナンスサイクルのイメージ

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

【予防保全型の維持管理】

○部位部材等の修繕周期や点検・診断結果等を踏まえ、適切な時期に修繕等を実施することにより、施設の性能低下や事故等を未然に防ぎ、良好で安全な状態の保持に努めます。

【計画的な更新等の実施】

○施設の劣化状況や利用状況等を総合的に勘案して、施設評価や優先度の設定等を行い、計画的に更新や改修等を行います。

【維持管理費用の平準化】

○点検・診断結果により改修や更新の優先度、改修時期、更新時期の検討を行い、維持管理費用の平準化を図ります。

【時代の要請や住民需要への対応】

○更新や改修等の際には、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン対応、省エネルギー対策、耐震化、防災対策など、時代の要請や住民需要に対応するために、必要となる施設の性能向上に努めます。

【効率的・効果的な維持管理・運営】

○効率的・効果的な維持管理・運営を実現するために、施設の長寿命化、省エネルギー

ギー対策、民間活力の導入（指定管理者制度、包括的民間委託など）などに取り組み、トータルコストの縮減に努めます。

（３）安全確保の実施方針

【劣化や損傷等への措置】

○点検・診断等で重度の劣化や損傷等が確認された施設については、速やかに修繕・改修等の必要な措置を講じます。

【危険施設への措置】

○高度の危険性が確認された施設や、老朽化し今後とも利用見込みのない施設については、立入禁止措置などを行い、周辺環境への影響を考慮し、施設の除却等の対策を講じます。

（４）耐震化の実施方針

【耐震化の推進】

○公共施設等は、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設やライフライン施設の機能確保の必要があるため、施設の重要性や耐震性能等を勘案し、計画的に耐震化を推進します。

（５）長寿命化の実施方針

【長寿命化の推進】

- 今後も継続的に保有し続ける施設のうち、長寿命化をすることによりライフサイクルコスト（LCC）の縮減を見込むことができる施設を対象として、計画的に長寿命化を推進します。
- 改修時等に施設の基本性能を回復させ、安全面の不具合を解消させるとともに、必要に応じて社会状況の変化などに対応した性能や機能の充実を図ります。

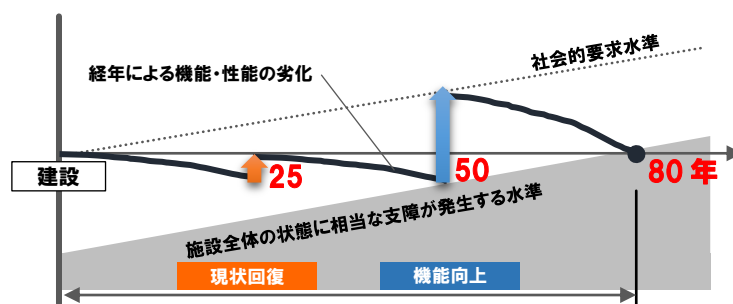


図 3-3 長寿命化のイメージ

※ライフサイクルコスト（LCC）：企画・設計段階から建設、維持管理、廃棄にいたる過程で必要な経費の合計額のこと。

(6) 統合や廃止の推進方針

【総量の適正化】

○公共施設については、中長期的な視点をもって、村が施設を保有・管理する必要性、劣化状況、需要見込み等を総合的に勘案し、継続、更新、統合、廃止等を計画的に進め、総量の適正化を図ります。

○インフラ資産については、施設の長寿命化を基本とし、社会・経済情勢や村民のニーズを踏まえ、必要に応じて適正な供給を図ります。

方法	内容	イメージ
集約化	同一機能の複数施設をより少ない施設規模や数に集約	
複合化	余剰・余裕スペース等を活用して、周辺の異なる機能の施設と複合化	
転用	機能を取りやめた余剰施設に、施設の改修を施して、異なる機能を導入	
減築	耐震改修工事等の際に、不要なスペースを削減し、延床面積を縮減	
民間施設の活用	周辺の民間施設を活用	
実施主体や管理運営主体の変更	事業の実施主体や管理運営主体を民間等へ変更	
廃止	未利用施設等を廃止し、有効活用（貸付や売却等）	

図 3-4 主な施設再編のパターン

（７）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

【村民との情報共有・協働体制の構築】

- 「公共施設等のあり方」について、村民の意向を反映させる仕組みや村民との協働による公共施設の維持管理のあり方について、中長期的に検討を進めていきます。
- ホームページ・広報等を活用し、計画の進捗を周知するとともに、説明会等を開催することにより村民への理解を深めながら、公共施設の利活用に関する情報や課題の共有を図ります。

【民間事業者との連携】

- 民間活用による効果が期待できる施設については、PPP や PFI 等の手法の活用を検討し、事業の効率化や村民サービスの向上を図ります。

【庁内におけるマネジメント意識の啓発】

- 職員一人ひとりが公共施設及びインフラ資産の現状や本計画の策定意義などを十分理解し、経営的視点に立って総量の適正化、効率的な維持管理の推進へと意識付けを図れるよう、職員に対しての研修会等を実施し、公共施設等のマネジメント意識の共有と向上に努めます。

【受益者負担の適正化】

- 施設の使用料や手数料等の受益者負担の適正化に向けた検討を行い、必要に応じて見直しを行います。

【広域連携】

- 広域的な課題への対応や公共施設等の相互利用などを適切に行うために、国・県・近隣自治体との連携を図ります。

【補助制度等の活用】

- 国・県の補助制度等を積極的に活用し、本村の財政負担の軽減を図ります。

【施設等の有効活用による財源確保】

- 低未利用資産の売却・貸付、広告事業、ネーミングライツなど、施設等の有効活用による財源確保を図ります。

※PPP：Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略称。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。指定管理者制度も含まれる。

※PFI：Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

4.1. 公共施設

(1) 住民文化系施設

① 概要

構成施設

大分類	中分類	施設名
住民文化系施設	集会施設	中央公民館、中組集会場、 橋立生活センター、長作生活センター、 川池集会場、田元集会場、東部集会場、 白沢つどいの家、コミュニティセンター、 農山村広場

現状

- 集会施設は「中央公民館」など10施設があります。
- 地区の公民館等、施設の多くが建築後30年以上を経過し、老朽化により修繕や取り壊しなどの対応が必要となっています。
- 「中央公民館」は、老朽化による修繕や耐震改修が必要であることから、大規模な減築改修を予定しています。
- 「中央公民館」は職員により点検等、管理を行っています。
- 「中組集会場」「橋立生活センター」「長作生活センター」「川池集会場」「田元集会場」「東部集会場」「白沢つどいの家」は地区公民館として、各地区により維持管理、運営を行っています。
- いずれの施設も利用者数は減少しており、今後も人口減少に伴い、利用者の減少が見込まれます。

② 今後の方針

- ◇地区公民館については、今後も地区主体の維持管理、運営を行っていきます。
- ◇「中央公民館」については、事務所機能との複合化を視野にいたした施設規模等の検討を行うとともに、計画的な改修を実施します。
- ◇その他の施設については、老朽化状況、利用状況などに応じて、今後の施設のあり方について検討を行います。

(2) スポーツ・レクリエーション系施設

① 概要

構成施設

大分類	中分類	施設名
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	宮川プール、村民プール、池の尻ゲートボール
	レクリエーション施設・観光施設	東部森林公園キャンプ場、寺子屋自然塾、白沢原始村、池の尻グランドステージ、長作そば体験施設、道の駅こすげ、水の館、温泉そば工房、温泉内 工芸館、温泉内 体験施設、漬け物工場、太鼓道場並びに資機材倉庫
	保養施設	小菅の湯

現状

- スポーツ施設は「宮川プール」など3施設があります。
- レクリエーション施設・観光施設は「東部森林公園キャンプ場」など12施設があります。
- 保養施設は「小菅の湯」があり、村の主要観光施設として通年で指定管理者により運営されています。
- 建築後30年以上が経過し、老朽化が進行した施設もあります。
- 「白沢原始村」は平成28年度に大規模改修を実施しています。
- スポーツ施設は宿泊観光客、合宿利用等の村外利用者が減少傾向です。
- いずれの施設も使用期間が限定的であり、特に冬季については屋内練習場を除き、使用されていない状況です。
- 「村民プール」は水漏れのため、現在は使用していない状況です。
- 「東部森林公園キャンプ場」「寺子屋自然塾」「白沢原始村」「長作そば体験施設」「水の館」「漬け物工場」は指定管理者、「村民プール」は委託による管理運営となっています。

② 今後の方針

- ◇観光産業に寄与する施設として、今後とも施設の適正な維持管理に努めるとともに、快適な利用環境の創出等により、集客性の向上を図ります。
- ◇指定管理者制度を取り入れている施設については、指定管理者により、実状にあった管理運営を図ります。
- ◇「村民プール」については、老朽化が著しいため、利用ニーズなどを踏まえて、廃止、売却等の資産の活用を検討します。

(3) 産業系施設

① 概要

構成施設

大分類	中分類	施設名
産業系施設	産業系施設	農業振興センター、つどいの家

現状

- 産業系施設は「農業振興センター」など2施設があります。
- 各施設とも建築後40年以上が経過し、老朽化が著しい状況です。
- 「農業振興センター」は耐震化工事未実施となっています。
- 「農業振興センター」「つどいの家」は、現在JAクレイン農業協同組合小菅支店に貸し出しています。

② 今後の方針

- ◇「農業振興センター」「つどいの家」については、貸付先との調整を図りながら、計画的な耐震化・更新・改修、管理運営の見直しなど、今後の施設のあり方について検討を行います。

(4) 学校教育系施設

① 概要

構成施設

大分類	中分類	施設名
学校教育系施設	学校	小菅小学校、小菅中学校
	その他教育施設	給食センター

現状

- 学校は小学校が1校、中学校が1校です。
- その他教育施設は「給食センター」が1施設です。
- 建築後30年以上が経過し、老朽化が進行した施設もあります。
- 「小菅小学校」は平成14年に耐震化工事を実施しています。
- 各学校には現在、余剰教室等はありません。
- 学校は職員等により定期及び随時点検を実施しています。

② 今後の方針

- ◇各学校については、職員等により計画的な点検、修繕を行い、適正な維持管理を行っていきます。
- ◇今後、余裕教室が生じた場合は、地域の実情やニーズに応じた活用の検討を行います。
- ◇「給食センター」については、将来の配食数などを踏まえつつ、長寿命化などによる施設の長期利用の検討を行います。

(5) 子育て支援施設

① 概要

構成施設

大分類	中分類	施設名
子育て支援施設	幼稚園・保育園・ こども園	保育所

現状

- 幼稚園・保育園・こども園は「保育所」がありますが、建築後 40 年以上が経過し、老朽化が著しい状況です。
- 「保育所」は職員等により定期及び随時に点検を行い、必要に応じて適宜修繕を実施しています。
- 「保育所」は平成 27 年度より利用者が増加し、施設の活用が充実しています。また今後は移住者により、利用者の増加が見込まれます。

② 今後の方針

- ◇「保育所」については、職員等による計画的な点検、修繕を行い、適正な維持管理を行っていきます。
- ◇ニーズに応じて、改修、更新など、今後の施設のあり方について検討を行います。

(6) 保健・福祉施設

① 概要

構成施設

大分類	中分類	施設名
保健・福祉施設	高齢福祉施設	きぼうの館

現状

- 高齢福祉施設は「きぼうの館」があり、建築後 20 年未満の比較的新しい施設です。
- 「きぼうの館」は、介護の必要な高齢者等の自立生活の助長、社会的孤立感の解消等のための通所介護サービスを提供する施設です。
- 今後は高齢化が予測されており、需要が増加する見込みです。
- 「きぼうの館」は、指定管理者による管理、運営を行っています。

② 今後の方針

- ◇「きぼうの館」は、指定管理者により実情にあった維持管理、運営を図ります。

(7) 医療施設

① 概要

構成施設

大分類	中分類	施設名
医療施設	医療施設	診療所

現状

- 医療施設は「診療所」がありますが、建築後 30 年以上が経過し、老朽化が進行している状況です。
- 「診療所」は、耐震化工事が未実施であることから、平成 29 年度に新築工事の実施を予定しています。
- 「診療所」は、定期点検を実施しています。

② 今後の方針

- ◇改修・更新後の「診療所」については、職員等による適正な維持管理に努めるとともに、施設の長期利用の検討を行います。

(8) 行政系施設

① 概要

構成施設

大分類	中分類	施設名
行政系施設	庁舎等	本庁舎
	消防施設	消防庁舎、小永田道路維持施設、 1 部器具置場、3 部器具置場

現状

- 庁舎等は「本庁舎」があり、建築後 20 年未満の比較的新しい施設です。
- 消防施設は「消防庁舎」など、4 施設があります。
- 建築後 30 年以上が経過し、老朽化が進行した施設もあります。
- 「本庁舎」は、防火設備の点検を年 2 回実施しています。
- 「消防庁舎」は耐震化工事未実施であることから、「小菅村主要事業 5 カ年計画」において、平成 32 年度までに耐震化工事を実施することとしています。

② 今後の方針

- ◇「本庁舎」については、本村の行政サービスの拠点として、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点としての機能確保が必要であるため、職員等による適正な維持管理に努め、施設の長期利用を図ります。
- ◇「消防庁舎」については、災害時の拠点としての機能確保が必要であるため、計画的な耐震化・改修の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- ◇その他の消防施設については、消防団員の点検等により実情にあった維持管理、運営を図ります。

(9) 公営住宅

① 概要

構成施設

大分類	中分類	施設名
公営住宅	公営住宅	村営住宅、宮川住宅、井狩団地

現状

- 公営住宅は「村営住宅」など3施設があり、建築後30年未満の比較的新しい施設です。
- 現在は移住希望者による空室待ちの状態となっています。
- 各施設は職員により定期及び随時に点検を行い、必要に応じて適宜修繕を実施しています。
- 「村営住宅」、「宮川住宅」、「井狩団地」とも平成29年度には屋根及び外壁の修繕工事を実施する予定です。

② 今後の方針

- ◇移住希望者への対応として、「社会資本総合整備計画」に基づき、公営住宅を計画的に確保していきます。
- ◇定住促進に寄与する施設として、今後とも施設の適正な維持管理に努めます。

(1 0) 公園

① 概要

構成施設

大分類	中分類	施設名
公園	公園	川久保公園、長作公園

現状

- 公園は「川久保公園」など2施設があります。
- 「川久保公園」「長作公園」は豊かな自然の中で地域資源の保全と活用を図り、併せて都市住民との交流と地域振興に資するための施設です。
- 各施設は職員により定期及び随時に点検を行い、必要に応じて適宜修繕を実施しています。

② 今後の方針

- ◇各施設については、職員等による計画的な点検、修繕を行い、適正な維持管理を行っていきます。

(1 1) 供給処理施設

① 概要

構成施設

大分類	中分類	施設名
供給処理施設	供給処理施設	林業廃棄処理施設

現状

- 供給処理施設は「林業廃棄処理施設」があり、建築後20年未満の比較的新しい施設です。
- 「林業廃棄処理施設」は、住民生活及び事業活動から発生する生ゴミ等の有効利用と、林業経営活動の安定化を図るための施設です。
- 「林業廃棄処理施設」は、老朽化度合に応じて順次、点検を実施しています。

② 今後の方針

- ◇「林業廃棄処理施設」は、職員等による計画的な点検、修繕を行い、適正な維持管理を行うとともに、施設の長期利用を図ります。

(1 2) その他

① 概要

構成施設

大分類	中分類	施設名
その他	その他	中組教員住宅、宮川教員住宅、井狩林業後継者、橋立バス停公衆便所、水工場、ヘリポート、旧白沢分校、中組公衆便所 1、中組公衆便所 2、松姫峠バイオトイレ、白糸の滝バイオトイレ、雄滝バイオトイレ、鶴峠バイオトイレ

現状

- その他に分類される施設は、「中組教員住宅」など 13 施設があります。
- 建築後 40 年以上が経過し、老朽化が著しい施設もあります。
- 「旧白沢分校」など、設置当初の目的以外で利用されている施設があります。
- 「ヘリポート」は、コンクリートの修繕工事が必要となっています。
- 「井狩林業後継者」「水工場」は、現在、使用されていない状況となっています。

② 今後の方針

- ◇低未利用施設については、施設の設置目的、現在の利用状況、今後の利用見込み等を勘案し、廃止、転用、貸付など、施設の有効活用を図ります。
- ◇計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。

4. 2. インフラ資産

(1) 道路、農道、林道

① 概要

- 道路の延長は約 42.8km、農道の延長は約 8.6km、林道の延長は約 16.5km です。
- 道路は職員が定期的なパトロールを行い、修繕必要箇所を適宜修繕しています。

② 今後の方針

- ◇国、県道の整備に合わせた機能分担、地域連携に配慮しながら、関連計画等に基づき管理の優先順位を明確にし、予算の平準化を図るとともに、合理的かつ経済的に点検・修繕を実施します。
- ◇村民と連携しながら、道路の適切な維持管理に努め、安全な道路環境を維持します。

(2) 橋りょう

① 概要

- 橋りょうは 36 橋です。
- 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく点検・修繕を実施しています。

② 今後の方針

- ◇橋長 15 m 以上の橋りょうについては、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、老朽化の進む橋りょうの計画的な整備を進めます。
- ◇老朽化した橋りょうは、関係機関への働きかけとともに、道路整備との整合性を図りながら、整備・架け替えを行い、安全で快適な道路環境の整備を進めます。

(3) 簡易水道

① 概要

- 簡易水道の管路は約 13.5km です。
- 老朽度具合により、優先順位づけを行い、順次、点検診断を実施していますが、施設の老朽化が進行しています。

② 今後の方針

- ◇簡易水道は老朽度具合等に応じて、計画的に施設や管路の耐震化、更新等を進め、安全性の確保に努めます。
- ◇負担の公平性に留意しながら、事業環境に応じた適正な料金のあり方を検討していきます。

（４）下水道、農業集落排水

① 概要

- 下水道の管路は約 20.2km、下水道処理施設が 2 施設です。
- 農業集落排水の管路は約 1.5km、農業集落排水施設が 1 施設です。

② 今後の方針

- ◇下水道については、「社会資本総合整備計画」に基づき、計画的に施設や管路の更新等を進めます。
- ◇日常的な点検による適正な維持管理に努めるとともに、老朽度具合等に応じて、計画的に施設や管路の更新等を進めます。
- ◇負担の公平性に留意しながら、適正な利用料金のあり方を検討していきます。

5. 推進体制

5.1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方

(1) 全庁的な取組体制の構築

- 公共施設等マネジメントに主体的に取り組む部署が中心となって、施設の所管課等の関連部署と連携し、全庁的な取組体制を構築します。
- 上記、全庁的な調整や合意形成を行う場としての庁内検討組織を設置します。

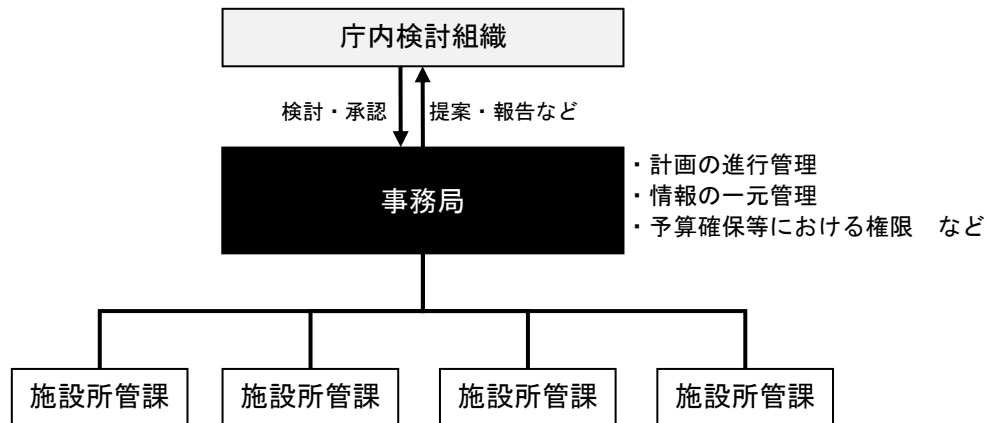


図 5-1 全庁的な取組体制のイメージ

(2) 情報の一元管理

- 施設ごとに施設所管課が把握している施設情報について、一元的に管理・共有化するために、施設情報のデータベース化を進め、施設情報を継続的に更新し、活用できる仕組みを構築します。

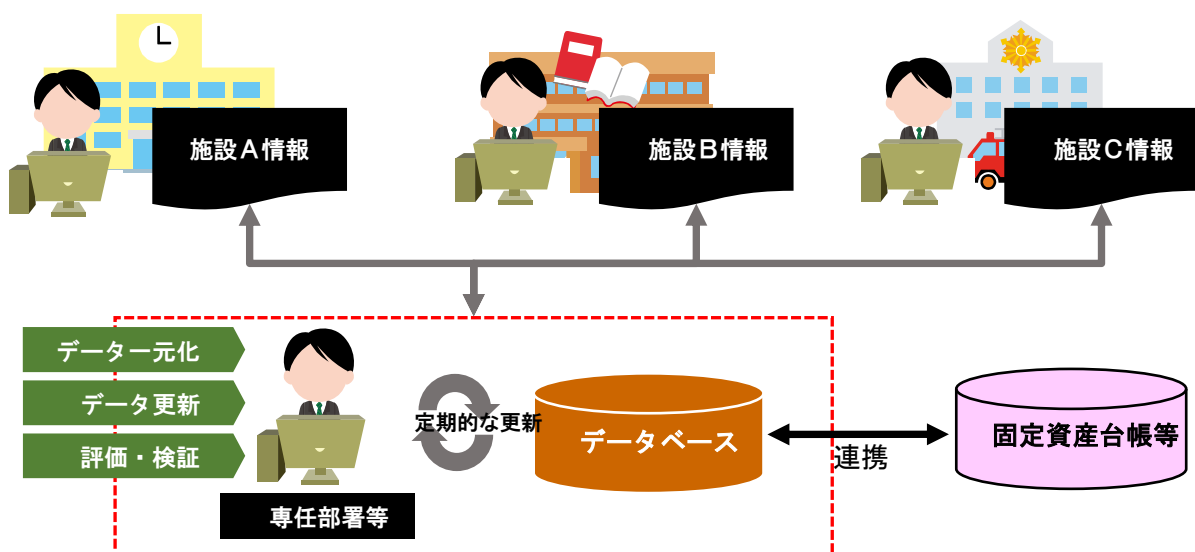


図 5-2 情報管理・共有のイメージ

5. 2. フォローアップの実施方針

(1) PDCA サイクルによる計画の推進

○PDCA(計画・実施・評価・改善)サイクルにより、取り組みの進捗管理や改善を行い、本計画を着実に推進します。

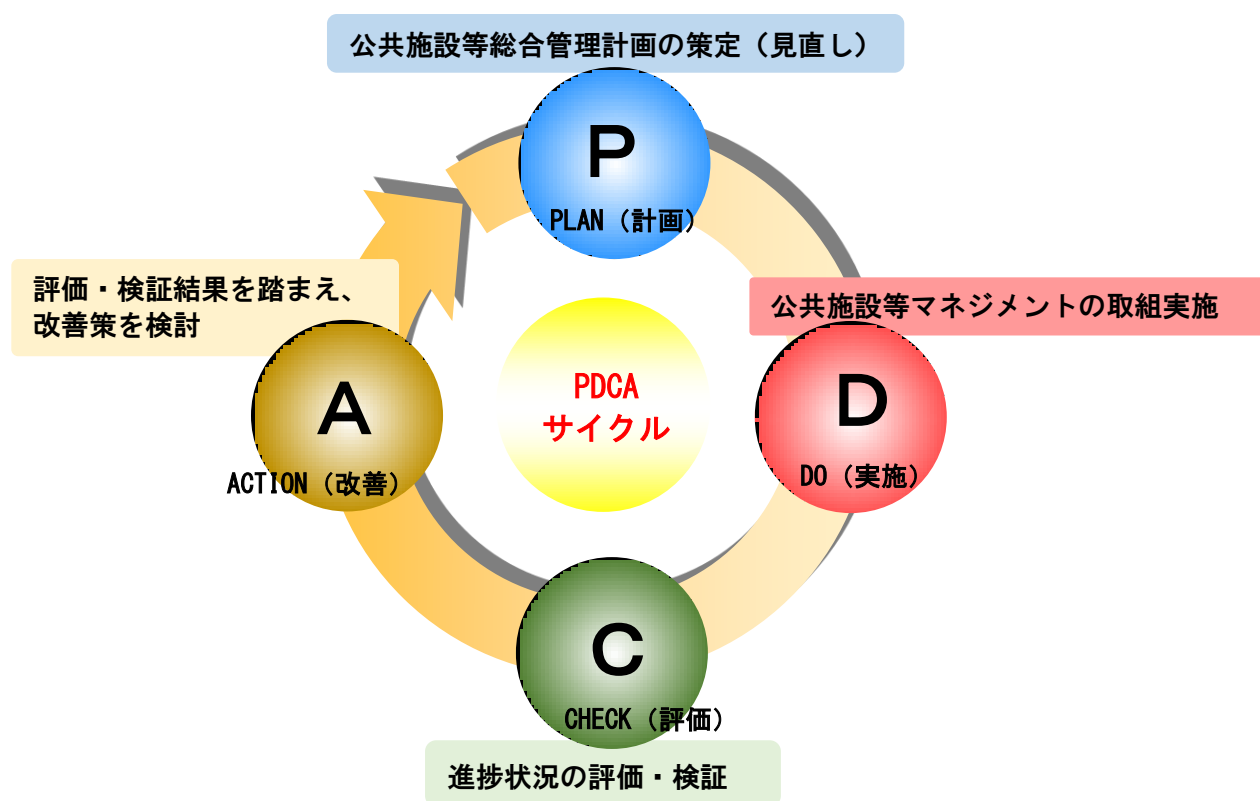


図 5-3 フォローアップの実施のイメージ

(2) 議会・住民との情報共有

○計画を推進するために、議会及び住民などの間で情報や意識を共有することが重要であるため、取組状況等は議会報告、村のホームページ及び広報等を活用した情報公開に努めます。

6. 資料編

6. 1. 将来の更新等費用の設定条件

<公共施設>

- 物価変動率、落札率等は考慮しない
- 公共施設の更新（建替え）、大規模改修は、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新する
- 建築後、60 年で更新（建替え）を実施
- 建築後、30 年で大規模改修を実施（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）
- 平成 28 年度時点で大規模改修の実施年の 30 年を経過している施設は、積み残しとして平成 29 年度から 10 年間で処理（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）
- 更新（建替え）費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の値を採用

表 資-1 公共施設の更新費用の単価

施設分類	大規模改修	更新
住民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

出典：公共施設等更新費用試算ソフト 仕様書

表 資-2 公共施設の投資的経費

	平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	5 カ年 平均
投資的経費 (千円)	390,133	119,223	272,686	916,870	259,257	391,634

	平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	4 カ年 平均
投資的経費 (千円)	390,133	119,223	272,686	—	259,257	260,325

※投資的経費実績額：平成 23 年度、平成 24 年度、平成 25 年度、平成 27 年度の投資的経費の 4 カ年平均。
(平成 26 年度については、役場庁舎の建替え等により、経年的な傾向と大きく異なるため除いている。)

6. 2. インフラ資産の将来の更新等費用

(1) 道路

<試算条件>

■更新年数：15 年

※舗装の耐用年数の 10 年と舗装の一般的な供用寿命の 12～20 年の年数を踏まえて 15 年とする。

■更新費用：全整備面積を 15 年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定

■更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用

- ・道路（一級、二級、その他）：4,700 円/m²
- ・自転車歩行者道：2,700 円/m²

表 資-3 道路の投資的経費

年度	既存更新分 (千円)	新規整備分 (千円)	用地取得分 (千円)	合計 (千円)
平成23年度 (2011)	7,255	0	0	7,255
平成24年度 (2012)	22,412	0	0	22,412
平成25年度 (2013)	0	0	0	0
平成26年度 (2014)	125,121	25,004	0	150,125
平成27年度 (2015)	0	0	0	0
5ヶ年平均	30,958	5,001	0	35,958

<試算結果>

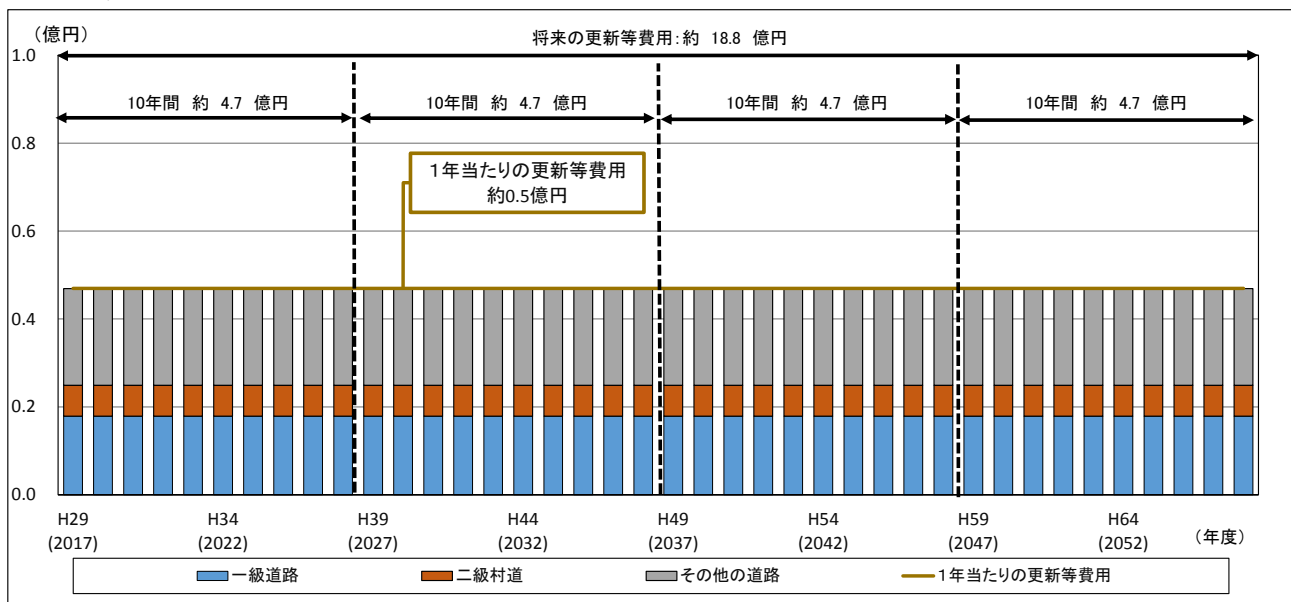


図 資-1 道路の将来の更新等費用の推計

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

(2) 橋りょう

<試算条件>

- 耐用年数：60 年
- 更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用
・448 千円/㎡
- 建設年度が不明の橋りょう
・平成 29 年度から平成 68 年度の 40 年間で処理（更新費を 40 年間で均等に振り分け）
- 耐用年数を超えている橋りょう
・試算時点で更新年数を既に経過している場合：平成 29 年度から 5 年で処理（更新費を 5 年間で均等に振り分け）

表 資-4 橋りょうの投資的経費

年度	既存更新分 (千円)	新規整備分 (千円)	用地取得分 (千円)	合計 (千円)
平成23年度 (2011)	0	0	0	0
平成24年度 (2012)	17,599	0	0	17,599
平成25年度 (2013)	19,950	0	0	19,950
平成26年度 (2014)	40,997	0	0	40,997
平成27年度 (2015)	24,770	0	0	24,770
5ヶ年平均	20,663	0	0	20,663

<試算結果>

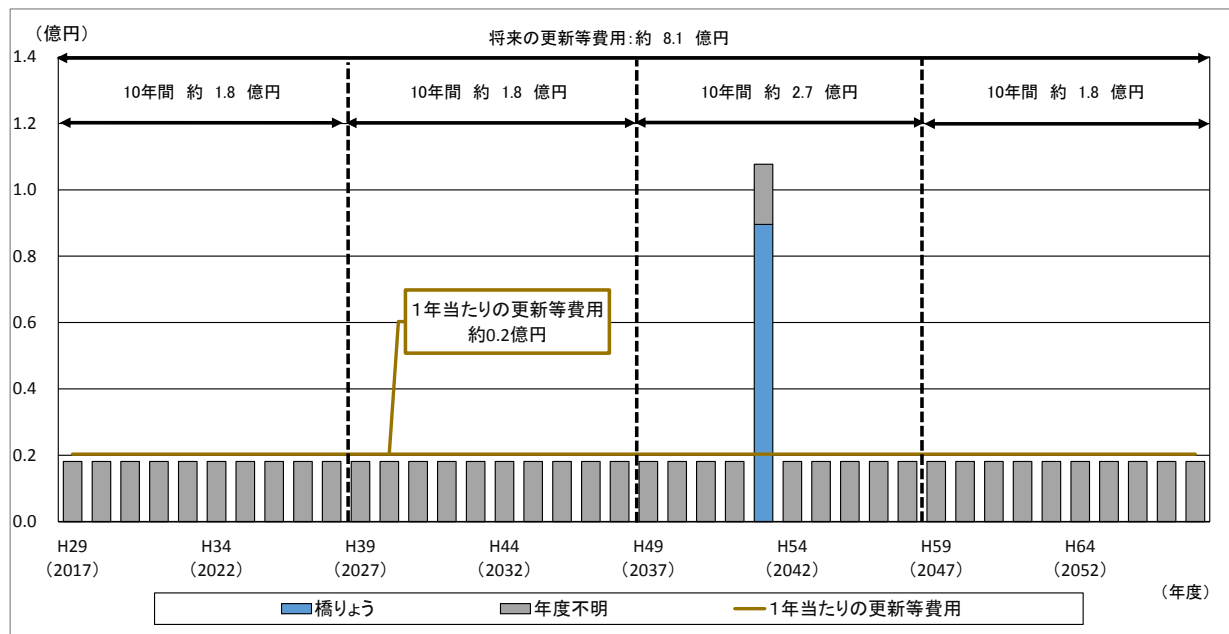


図 資-2 橋りょうの将来の更新等費用の推計

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

（３）簡易水道

＜試算条件＞

■耐用年数：40 年

■管路の更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用

表 資-5 管路の更新費用の単価

管種	管径	更新単価 (千円/m)
導水管	～300mm 未満	100
送水管	～300mm 未満	100
配水管	～100mm 以下	97

■建設年度が不明の簡易水道管

・平成 29 年度から平成 68 年度の 40 年間で処理（更新費を 40 年間で均等に振り分け）

■耐用年数を超えている簡易水道管

・試算時点で更新年数を既に経過している場合：平成 29 年度から 5 年で処理（更新費を 5 年間で均等に振り分け）

表 資-6 簡易水道の投資的経費

年度	既存更新分 (千円)	新規整備分 (千円)	用地取得分 (千円)	合計 (千円)
平成23年度 (2011)	1,908	0	0	1,908
平成24年度 (2012)	1,612	0	0	1,612
平成25年度 (2013)	6,164	0	0	6,164
平成26年度 (2014)	17,987	0	0	17,987
平成27年度 (2015)	38,108	0	0	38,108
5ヶ年平均	13,156	0	0	13,156

＜試算結果＞

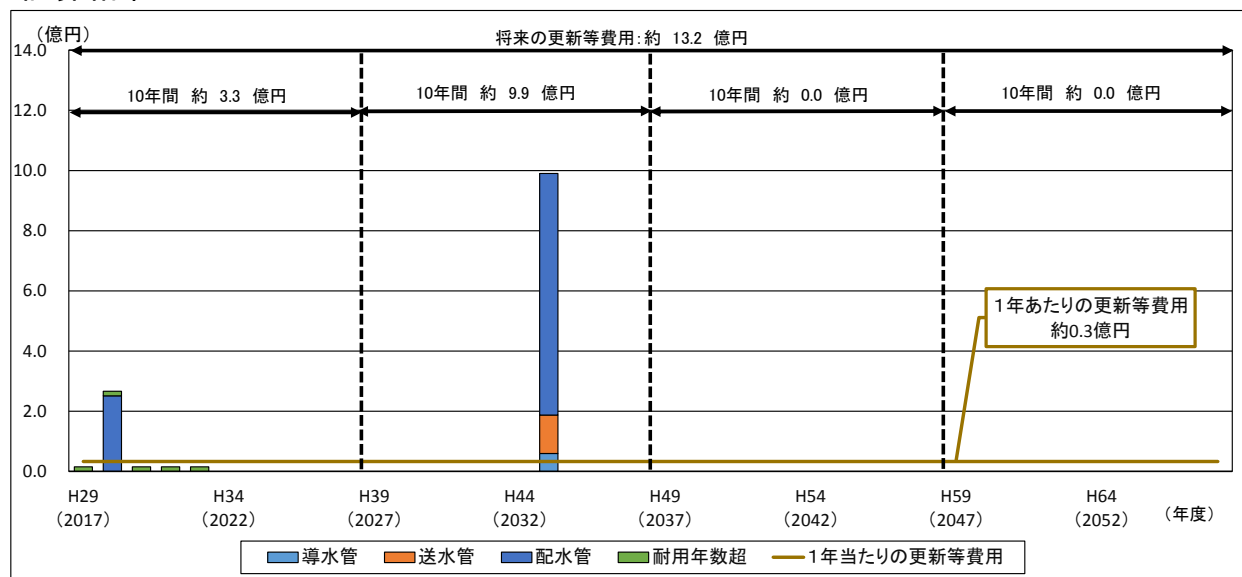


図 資-3 簡易水道の将来の更新等費用の推計

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

(4) 下水道、農業集落排水

<試算条件>

■耐用年数：50 年

■管路の更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用

表 資-7 管路の更新費用の単価

管径	更新単価 (千円/m)	備考
250mm 以下	61	更生工法を前提
251～500mm	116	

■建設年度が不明の管路

・平成 29 年度から平成 68 年度の 40 年間で処理（更新費を 40 年間で均等に振り分け）

■耐用年数を超過している管路

・試算時点で更新年数を既に経過している場合：平成 29 年度から 5 年で処理（更新費を 5 年間で均等に振り分け）

■付帯施設

・建築後、60 年で更新（建替え）、30 年で大規模改修を実施

・更新（建替え）費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の 36 万円/㎡、20 万円/㎡を採用

表 資-8 下水道の投資的経費

年度	既存更新分 (千円)	新規整備分 (千円)	用地取得分 (千円)	合計 (千円)
平成23年度 (2011)	348	0	0	348
平成24年度 (2012)	9	0	0	9
平成25年度 (2013)	9,965	0	0	9,965
平成26年度 (2014)	17,987	0	0	17,987
平成27年度 (2015)	19	0	0	19
5ヶ年平均	5,666	0	0	5,666

表 資-9 農業集落排水の投資的経費

年度	既存更新分 (千円)	新規整備分 (千円)	用地取得分 (千円)	合計 (千円)
平成23年度 (2011)	0	0	0	0
平成24年度 (2012)	4	0	0	4
平成25年度 (2013)	0	0	0	0
平成26年度 (2014)	0	0	0	0
平成27年度 (2015)	0	0	0	0
5ヶ年平均	1	0	0	1

<試算結果>

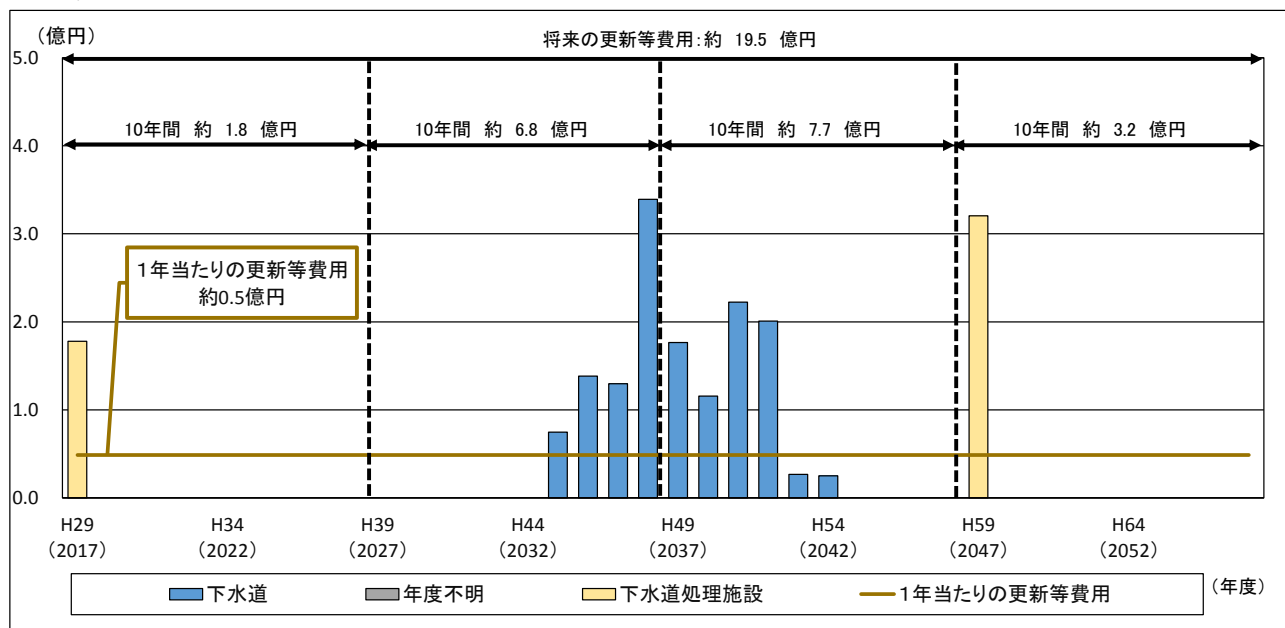


図 資-4 下水道の将来の更新等費用の推計

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

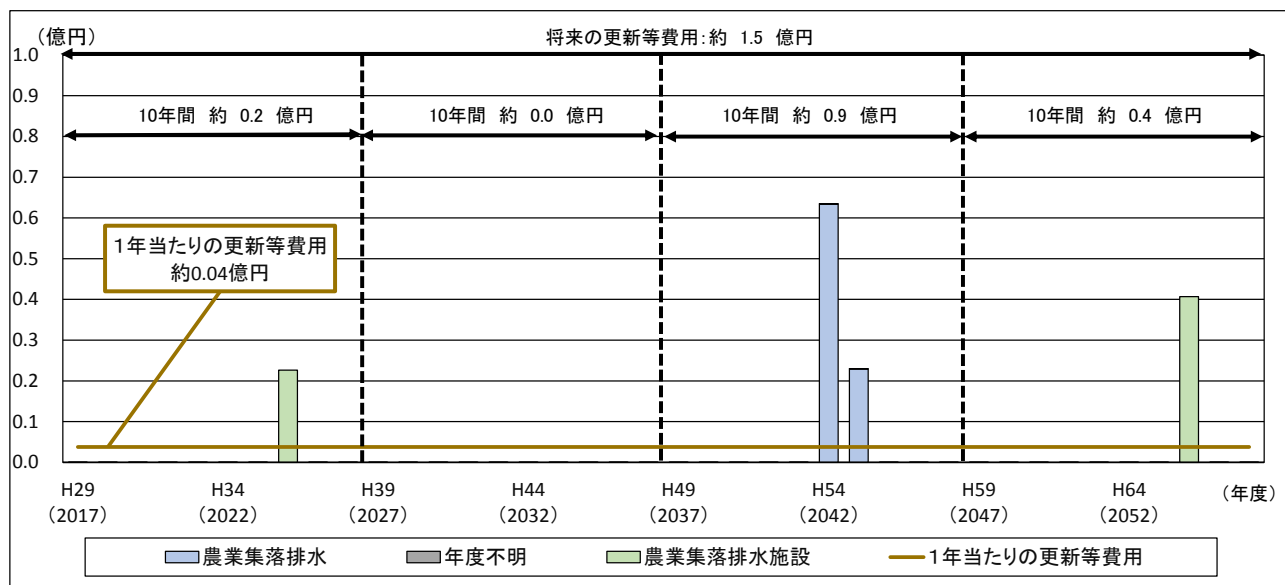


図 資-5 農業集落排水の将来の更新等費用の推計

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

小菅村公共施設等総合管理計画

発行年月 平成 29 年 3 月

発 行 小菅村

編 集 小菅村 総務課

〒409-0211 山梨県北都留郡小菅村 4698 番地

T E L : 0428-87-0111